下野市路上喫煙の防止に関する条例施行後の経過について

- ○令和3年6月1日 下野市路上喫煙の防止に関する条例施行。
 - ・指定喫煙所(灰皿)は3駅すべて東口に集約した。
- ○実態調査

1日3回(午前7時半~8時半、午後1時~2時、午後5時半~6時半)

- ・令和3年度 12月16日(木) 石橋駅 喫煙率 東口8.99% 西口0.23%
 - 12月20日(月) 小金井駅 喫煙率 東口4.38% 西口0.43%
 - 12月23日(木) 自治医大駅 喫煙率 東口3.42% 西口0.29%
- ・令和4年度 6月21日(火) 小金井駅 喫煙率 東口6.85% 西口0.00%
 - 6月22日(水) 自治医大駅 喫煙率 東口1.48% 西口0.00%
 - 6月23日(木) 石橋駅 喫煙率 東口8.00% 西口0.08%

※喫煙率=3回分の喫煙者数÷3回分の駅通過者

○考察

- ・指定喫煙場所(灰皿)がある東口では、10%未満の人々が喫煙を行っていた。
- ・指定喫煙場所(灰皿)がない西口では、ほぼ全員がルールを守っていた。
- ○寄せられた苦情
 - ・令和3年度 17件 内容:灰皿の撤去希望、煙の受動喫煙による不快。 駅のホームに煙が流れる。
 - ・令和4年度現在 7件 内容:灰皿の撤去希望、煙の受動喫煙による不快。 駅のホームに煙が流れる。

望まない受動喫煙のため、市を相手に訴訟を起こす。

※1 件だけ石橋駅西口に灰皿を設置して欲しい要望あり。

○公的機関から市への依頼

- ・JR 東日本大宮支社企画室から、市総合政策課へメールにて、JR 利用者からの灰皿の移 設要望を受けた。
- ・JR小金井駅担当者から、JR利用者の苦情並びに灰皿の撤去要望を受けた。
- ・県南健康福祉センター健康対策課から、指定喫煙場所取り消しの検討依頼連絡を 受けた。

○苦情に対する対応

・令和4年2月1日 石橋駅東口灰皿を建設課と移設した。